

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第11号

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第3条 略 (1) 駐車場以外の施設 午前9時から午後5時まで	(開館時間) 第3条 ミュージアム（瀬戸内海歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）及び香川県文化会館（以下「文化会館」という。）を除く。次条第1項において同じ。）の開館時間は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 次号に掲げるものの以外の施設 午前9時から午後5時まで（特別展示室で展覧会を開催している期間中の金曜日にあっては、午前9時から午後7時30分まで）
(2) 略 2 略 3 略 (1) 県民ギャラリー 午前9時から午後5時まで	(2) 略 2 略 3 文化会館の開館時間は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 県民ギャラリー 午前9時から午後5時まで（県民ギャラリーで展覧会を開催している期間中の金曜日にあっては、午前9時から午後7時30分まで）
(2) 略 4 教育委員会は、特別展示室又は県民ギャラリーで展覧会を開催する場合その他必要があると認める場合は、前3項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。	(2) 略 4 教育委員会は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。
(休館日) 第4条 略 (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後ににおいてその日に最も近い休日でない日）	(休館日) 第4条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。 (1) 1月4日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当

(2) 略

2・3 略

4 教育委員会は、特別展示室で展覧会を開催する場合その他必要があると認める場合は、前3項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 略

2・3 略

4 教育委員会は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。